

騒音規制法施行令 別表第一 (第一条関係)

騒音に係る特定施設

特定施設	規 模
1. 金属加工機械	
イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が <u>22.5 kW</u> 以上のものに限る。
ロ 製管機械	
ハ ベンディングマシン	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が <u>3.75 kW</u> 以上のものに限る。
ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
ホ 機械プレス	呼び加圧能力が <u>294 kN</u> 以上のものに限る。
ヘ せん断機	原動機の定格出力が <u>3.75 kW</u> 以上のものに限る。
ト 鍛造機	
チ ワイヤーフォーミングマシン	
リ ブラスト	タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。
ヌ タンブラー	
ル 切断機	といしを用いるものに限る。
2. 空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が <u>7.5 kW</u> 以上のものに限る。
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が <u>7.5 kW</u> 以上のものに限る。
4. 織機	原動機を用いるものに限る。
5. 建設用資材製造機械	
イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が <u>0.45 m³</u> 以上のものに限る。
ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が <u>200 kg</u> 以上のものに限る。
6. 穀物用製粉機	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が <u>7.5 kW</u> 以上のものに限る。
7. 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	
ロ チッパー	原動機の定格出力が <u>2.25 kW</u> 以上のものに限る。
ハ 碎木機	
ニ 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が <u>1.5 kW</u> 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が <u>2.25 kW</u> 以上のものに限る。
ホ 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が <u>1.5 kW</u> 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が <u>2.25 kW</u> 以上のものに限る。
ヘ かんな盤	原動機の定格出力が <u>2.25 kW</u> 以上のものに限る。
8. 抄紙機	
9. 印刷機械	原動機を用いるものに限る。
10. 合成樹脂用射出成形機	
11. 鋳型造型機	ジョルト式のものに限る。